

# 銚子労基署たより

令和5年1月5日発行  
銚子労働基準監督署

## 謹賀新年 今年もどうかよろしく お願い致します

### (1) 管内の労働災害発生状況

銚子労働基準監督署管内(銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町)における令和3年の労働災害発生件数(休業見込みが4日以上)の件数は190件(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)となっていますが、過去5年間で最多となりました。また、銚子監督署では令和4年の労働災害発生件数(休業見込みが4日以上)の目標値を133件以下(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)としています。これに対し、11月30日時点で145件(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)前年比23件減となっていますが、目標の件数を超過してしまいました。しかしできる限り目標の件数に近づけるよう、事業場の皆様におかれましては、労働災害の防止に向けた取り組みを引き続き積極的に進めていただくようお願いいたします。

業種	令和2年・3年(確定)				令和3年・4年(11月末)			
	令和2年	令和3年	対前年増減	増減率(%)	令和3年	令和4年	対前年増減	増減率(%)
食品製造業	32	33	1	3.1	29	25	-4	-13.8
[水産食品製造業]	17	14	-3	-17.6	12	14	2	16.7
繊維・繊維製品製造業	1		-1	-100.0			0	0.0
木材・家具製品製造業		1	1	0.0			0	0.0
紙等製造・印刷製本業		1	1	0.0	1	1	0	0.0
化学工業	4	9	5	125.0	7	8 [1]	1	14.3
窯業・土石製品製造業	1	4	3	300.0	4	2	-2	-50.0
鉄鋼・非鉄金属製品製造業		3	3	0.0	1	1	0	0.0
金属製品製造業	14	8 [1]	-6	-42.9	6	7	1	16.7
一般機械器具製造業	1		-1	-100.0			0	0.0
電気機械器具製造業	2	3	1	50.0	3	1	-2	-66.7
輸送用機械器具製造業				0.0		1	1	999.9
電気・ガス・水道業				0.0			0	0.0
その他の製造業	6 [1]	2	-4	-66.7	2	4	2	100.0
小計	61 [1]	64 [1]	3	4.9	53 [0]	50 [1]	-3	-5.7
総業				0.0				0.0
土木工事業	8	7	-1	-12.5	5	3	-2	-40.0
建設工事業	16 [1]	9	-7	-43.8	7	7 [1]	0	0.0
[木造建設工事業]	3	2	-1	-33.3	2	1 [1]	-1	-50.0
その他の建設業	4 [1]	9	5	125.0	7	7	0	0.0
小計	28 [2]	25	-3	-10.7	19 [0]	17 [1]	-2	-10.5
運輸交通業	9	19	10	111.1	15	10	-5	-33.3
[道路貨物運送業]	7	17	10	142.9	13	10	-3	-23.1
陸上貨物取扱業				0.0		2	2	999.9
小計	9	19	10	111.1	15 [0]	12 [0]	-3	-20.0
農林業	6	7	1	16.7	6	5	-1	-16.7
畜産・水産業	6	4	-2	-33.3	3	10 [3]	7	233.3
商業	18	30	12	66.7	23	14 [1]	-9	-39.1
[小売業]	16	21	5	31.3	14	12 [1]	-2	-14.3
通信業	10	7	-3	-30.0	6	4	-2	-33.3
保健衛生業	54 [1]	31 [15]	-23	-42.6	28 [15]	94 [72]	66	235.7
[社会福祉施設]	50 [1]	17 [5]	-33	-66.0	15 [5]	56 [40]	41	273.3
旅客運送業	13	2	-11	-84.6	2	4 [1]	2	100.0
[娯楽業]	5		-5	-100.0			0	0.0
[飲食店]	8	2	-6	-75.0	2	2	0	0.0
[ゴルフ場]				0.0		1	1	999.9
清掃・と畜業	7	6	-1	-14.3	4	2	-2	-50.0
上記以外の事業	10	10	0	0.0	9	13 [1]	4	44.4
小計	112 [1]	86 [15]	-26	-23.2	72 [15]	131 [17]	59	81.9
合計	222 [4]	205 [15]	-17	-7.7	168 [15]	225 [17]	57	33.9

### (2) フォークリフト災害が多発中!

銚子労働基準監督署管内(銚子市・旭市・匝瑳市・東庄町)における、フォークリフトによる労働災害が令和3年は3件であったのに対し、令和4年は11月末時点ですでに5件発生しています。5件の労働災害にかかる休業見込みは平均3箇月と**一件の災害におけるケガの重症度が高い**ことがわかります。よって、フォークリフト災害は**1件も発生させない、ということが大変重要**ですが、労働災害未然防止のため、ここでは「マンガでわかるフォークリフトの安全衛生」を紹介したいと思います。



「マンガでわかるフォークリフトの安全衛生」では、実際の事例をもとに、マンガ形式で労働災害防止対策を紹介していますが、外国人労働者等に対して適切な安全衛生教育が実施されるよう、**14言語で作成されていますので、外国人労働者への安全教育としても活用できます**。ほかにも、厚生労働省「職場の安全サイト」では、フォークリフトを起因物とする労働災害をはじめ、多くの労働災害事例を掲載しています。また、実際に災害とはならなかったものの危なかった事例(ヒヤリ・ハット事例)もフォークリフトを起因物とするもの等たくさん紹介していますので、ぜひ労働災害防止のため、参考としてください。

<マンガでわかる働く人の安全と健康(教育用教材)>

<職場のあんぜんサイト>



### (3) ロールボックスパレットの取扱いに問題ありませんか？

ロールボックスパレットは、カゴ車とも呼ばれる人力運搬機です。開口部以外の3面がパネルで囲まれているため、荷崩れや荷物の損傷を防いで移動できるだけでなく、店舗では商品棚として使用することもできます。このように、物流の効率化や作業者の負担軽減に貢献する、とても便利な存在で、多くの職場で活用されています。

そんな利便性の高いロールボックスパレットですが、作業中の労働者が下敷きになるなどの労働災害が複数発生しているのが現状です。

厚生労働省では、ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアルとして、「安全に作業するための8つのルール」を作成しています。ご確認ください、取り扱う労働者に必ず周知いただくようお願いいたします。また、全国の災害事例やヒヤリハット事例を職場のあんぜんサイト(本誌表面 QR コード参照)で紹介しています。ぜひ参考にしてください！



< 8つのルール >

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

#### 安全に作業するための

#### 8つのルール

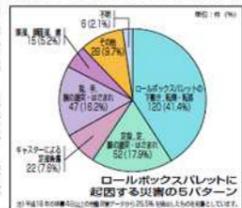


とても便利なロールボックスパレットですが、下敷きや手足の負傷による事故などが多発しています。

ロールボックスパレットは、カゴ車とも呼ばれる人力運搬機です。開口部以外の3面がパネルで囲まれているため、荷崩れや荷物の損傷を防いで移動できるだけでなく、店舗では商品棚として使用することもできます。このように、物流の効率化や作業者の負担軽減に貢献する、とても便利な存在で、多くの職場で活用されています。

そんな利便性の高いロールボックスパレットですが、近年では労働災害が多発しており、その約4割が下敷き事故でした。また、ケガをした半数近くの方が作業経験1年未満だったことから、作業に不慣れな時期での対策がカギとなります。

このリーフレットでは、ロールボックスパレットを使うときに、守ってほしい「8つのルール」を紹介しています。ぜひ、お読みになって、安全に作業を行ってください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
独立行政法人 労働安全衛生総合研究所

### (4) 日頃から腰を労わる大切さ

冬季は腰痛にようちゅうい、といったところですが(さらに寒くてすみません)腰痛とはどのように発生するのでしょうか。実際に腰痛を発症したAさんの体験談です。

Aさんは学生時代、部活動がきっかけで腰を痛めました。その時は時間とともに痛みは治まりました。数年後、結婚をするなど、生活環境は変わり、日常的に育児介護等を行うようになっていました。そんな生活を続けていると、いつしか腰に違和感を覚えるようになっていましたがそのまま放置して、ある日、座って掃除を行っている最中、突然腰痛が再発しその場で動けなくなりました。

掃除の作業は、一見腰に負担がかからないようですので、「注意も対策も必要ない」と思った皆様! ようちゅういです(度々すみません)。Aさんの事例でわかることは、「違和感をそのままにすれば、一つのきっかけで腰痛が発症する」ということです。厚生労働省では、こういった腰痛の発症を防ぐ方法の一つとして、仕事の合間にもできる短時間の体操「転倒・腰痛予防! 健康いきいき体操(動画4分程度)」を紹介しています。日常より、多くの場面で腰に負担がかかっており、何気ないきっかけで腰痛が発症する可能性があります。日頃から腰を労わることがとても大切です。



< 健康いきいき体操 >



### (5) 勤務間インターバル制度を導入してワーク・ライフ・バランス!

勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。メリットとして、昨今、労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は重要な経営課題になっています。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。そのほかにも、従業員の健康の維持・向上や、生産性の向上につながることも期待できます。ぜひ導入してみてください。厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、実際の導入事例や、リーフレットの紹介を行っています。ぜひご参考にご確認ください。また、中小企業事業主の皆さまにおかれましては、勤務間インターバル制度の導入で助成金を受けられる場合がございます。ぜひご確認ください。



< 助成金案内 >



< ポータルサイト >